

あいち中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領

1 趣旨

就職氷河期世代の方々への対応については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、全国に先駆け令和元年より関係機関や団体を構成員とする「あいち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「あいちPF」という。）を設置し、令和6年度までの約5年間の集中支援に取り組んできた。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、令和7年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、あいちPFにおいても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）を対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を広げるための支援に取り組んでいくこととし、あいちPFについては「あいち中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「あいち協議会」という。）に名称を改めた。

今後は、「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和8年4月10日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「就労・処遇改善に向けた支援」（リ・スキリングの支援等）及び「社会参加に向けた段階的支援」（就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援等）等の取組を継続・拡充する。

あいち協議会では、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、地域社会の関心を高めるとともに、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、実行していくこととする。

2 構成員

別表に掲げる機関・団体のおりとする。

なお、必要に応じ、福祉と就労をつなぐ地域レベルのプラットフォーム（以下「市町村PF」という。）の構成団体その他の関係団体等からのヒアリングを行う。

3 各構成員の役割

各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

（1）行政機関

①愛知労働局

- ・あいち協議会とりまとめ共同事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ
- ・実施事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知、広報、実施

②愛知県（労働局）

- ・ あいち協議会とりまとめ共同事務局
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ
- ・ 実施事業の進捗管理
- ・ 各種支援策の周知、広報、実施

③愛知県（福祉局、保健医療局）

- ・ 市町村 P F との連絡調整
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・ 市町村 P F の取組事例等の把握と周知
- ・ 孤独・孤立対策の推進
- ・ 各種支援策の周知、広報

④就労支援機関

- ・ 専門窓口・専門チームによる就職支援
- ・ 企業説明会・面接会の開催
- ・ 企業に対する処遇改善の働きかけ、専門求人の確保
- ・ 職業訓練の充実
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・ 各種支援策の周知、広報

⑤地方関係機関（中部経済産業局）

- ・ 関係業界、団体への協力要請

(2) 経済団体、労働団体及び支援団体

- ・ 中高年世代を対象に、求人募集や、正社員化を含む処遇改善等の企業への働きかけ
- ・ イベント等で中高年世代の積極採用、正社員化、行政支援策等の周知
- ・ 企業説明会・面接会の開催
- ・ 企業に対する処遇改善の働きかけ、専門求人の確保

4 あいち協議会における取組事項

次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(i 取組事項)

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

愛知県内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境を整備し、各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる次の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

①不安定な就労状態にある者

- ・ 正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている者
- ・ 前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

・非労働力人口のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者

③社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）

・ひきこもり状態にある者、生活困窮者、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者（※）

（※）社会参加に向けた支援を必要としている者の実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、都道府県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

（３）ＫＰＩ（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

①適切なものを検討の上設定する。

②ＫＰＩを達成するため、事業実施計画を策定する。

③事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

なお、詳細については厚生労働省より示された参考値を踏まえて策定することとする。

支援プランは、就職の実現だけではなく多様な社会参加の実現を目指すものとし、あいち協議会は、「（２）支援対象者の把握」に示す３類型のうち、社会参加に向けた支援を必要とする者については、個々人の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、市町村ＰＦの取組を支援していく。

（４）市町村ＰＦとの連携

あいち協議会は、市町村ＰＦの事務局を所管する福祉担当と連絡調整を図るとともに、当該市町村ＰＦとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

・県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）

・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援

・県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、市町村ＰＦの先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

（ii あいち協議会の会議運営について）

（１）あいち協議会に座長を置き、愛知労働局職業安定課長をもって充てる。

なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。

（２）４（i）の協議を行うため、年２回を目安に協議の場を設けることとするが、この他必要に応じて開催することもあるものとする。

５ 会議の公開

（１）会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）第 7 条に規定する不開示情報が含まれる等、会議の内容により公開に支障があると会議の構成員の総意より判断した場合は、この限りではない。

- (2) 前項により、会議を公開とする場合の傍聴方法等については別途定める要領による。

6 秘密の保持

あいち協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和7年7月25日から施行する。

本設置要領は、令和8年7月31日から施行する。

別表

区 分	関係・団体名	役職名	備考
経済団体	愛知県商工会連合会	専務理事	
	愛知県経営者協会	専務理事兼事務局長	
	愛知県中小企業団体中央会	副部長	
労働団体	日本労働組合総連合会 愛知県連合会	政策局長	
支援団体	独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構 愛知支部	求職者支援課長	
	一般社団法人 愛知県専修学校各種 学校連合会	副会長	
	なごや若者サポートステーション	センター長	
市町村	西尾市	商工振興課長	
行政機関	中部経済産業局	地域振興・人材政策 課長	
	愛知労働局	職業安定課長	座長
	愛知県	就業促進課長	
		地域福祉課長	
		こころの健康推進室長	